

最高裁秘書第1346号

令和5年5月25日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉

司法行政文書不開示通知書

4月21日付け（同月25日受付、第050025号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

官報公告では、旧法下で「相続財産管理人」として選任された者は、従前どおり「相続財産管理人」として表記するという取り決めが書いてある、最高裁、法務省及び国立印刷局作成の文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）